

大項目	中項目	番号	テーマ	東日本大震災における現状と明らかになった諸課題	岐阜県として教訓とすべき事項	岐阜県における対策の現状	検証委員会の提言方針
特定災害対策	原子力災害対策	3 - (1)	放射性物質の異常データの情報共有体制	・原子力事故・災害時において、事業者からはもとより、国及び近隣自治体間の迅速な情報共有の体制構築が必要不可欠	・従来は、原発立地県を中心に緊急時の情報ネットワークの整備が進められてきたが、隣接県である岐阜県もそのネットワークに参画すべき。	・平成7年12月に4社(関西電力㈱、北陸電力㈱、日本原子力発電㈱、日本原子力研究開発機構)、平成23年5月に中部電力㈱)に対し、異常時の通報に関する申入れを行った。 ・県地域防災計画における原子力災害対策について ・県の地域防災計画は、主に放射性物質運搬中の事故等、半径15m程度の小規模な事態を想定している。 ・最寄りの原子力事業所から最短距離で約25kmの位置にある本県は、原子力安全委員会の定める防災指針にある「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲(EPZ: Emergency Planning Zone)」の区域外であり、本計画では県外原子力事業所の事故等の直接的な影響が本県に及ぶことは想定していないが、本県周辺の原子力事業所において原子力災害が発生し、原災法に基づく対応が開始された場合等には、本県県民の不安解消等に努める必要があり、県として必要な対策を進めることとしている。 【危機管理部門】	
		3 - (2)	住民の避難対策	・原子力事故災害発生時に、迅速・的確に避難活動を行う必要がある。	・放射性物質の気象拡散分布を予測する「SPEEDI(スピーディ)」を活用し、近隣県の原子力発電所でレベル7相当の放射性物質の放出があった場合の、岐阜県への影響について計算結果を提供してもらい、避難区域・経路・避難先候補の事前評価を行う。 ・SPEEDI(スピーディ)活用は不可欠。放射能被害を想定した県地域防災計画の見直し ・放射線等の異常データの住民への迅速な情報提供		
		3 - (3)	モニタリング体制整備	・環境中の放射線量及び放射性物質の測定 ・水道水の放射性物質の測定機関の不足 ・水道水への影響と対応 ・影響範囲の把握 ・原子力発電所の事故による放射線影響の検討及び避難判断	・自前の環境放射線モニタリング体制強化と平常時における定期的な運用、観測データの記録蓄積 ・市町村ごとの放射線定点測定器の設置 ・水道水の放射線量の測定機関の充実	<p>県の環境中の放射線量及び放射性物質の監視体制</p> <p>(1)消防本部での環境放射線測定 緊急時の活動用にポータブル放射線測定器が県内10消防本部に整備されている。平常時は毎週1回環境放射線を測定し、緊急時に備えている。 福島第一原発の事故発生以降、毎日2回(10時と16時)測定を行い、監視を強化している。</p> <p>(2)文科省委託事業(環境放射線、降下物、水道水) 従来から、文科省委託事業として環境放射能水準調査を実施しているが、福島第一原発の事故発生以降は、監視を強化するとともに、測定結果を県ホームページで公開している。 ・モニタリングポスト(県保健環境研究所に設置)による環境放射線の測定 平常時から連続測定を実施しているが、緊急対応として毎日2回(9時と17時)に分けて測定値を公開 ・降下物中(県保健環境研究所で採取)の放射性物質の測定 平常時の月1回の測定に加えて、緊急対応として1日1回の測定を行い、その結果を公開 ・水道水中(県保健環境研究所で採取)の放射性物質の測定 平常時の年1回の測定に加えて、緊急対応として1日1回測定を行い、その測定結果を公開 ・上記の他に、平常時対応として、環境中の放射性物質の測定を従来から実施(大気浮遊じん(年4回)、土壌(年1回)、精米(年1回)、ほうれん草(年1回)、大根(年1回)、茶(年1回)、牛乳(年1回))</p> <p>(3)県内水道水中の放射性物質の測定 福島第一原発事故発生以降、県保健環境研究所において、県独自で中津川市の水道水を測定し、結果を県ホームページで公開</p> <p>継続的な環境中の放射線・放射性物質監視体制の強化 ・放射線・放射性物質の測定機器を追加整備中 ・空間放射線測定機器(モニタリングポスト)3台 (揖斐川町、多治見市、高山市) ・放射性物質測定機器(ゲルマニウム半導体検出器)2台</p> <p>【危機管理部門・環境生活部・健康福祉部】</p>	

大項目	中項目	番号	テーマ	東日本大震災における現状と明らかになった諸課題	岐阜県として教訓とすべき事項	岐阜県における対策の現状	検証委員会の提言方針
		3 - (4)	専門家による助言・支援体制の整備		・緊急時における県内及び近県在住専門家による助言・支援体制の整備	【危機管理部門】	
		3 - (5)	医療活動体制の強化	・被災者への放射能測定・除染 ・ヨウ素剤の投与・備蓄 ・健康相談	・放射線スクリーニング機器の整備 ・安全・安心確保のための迅速な放射能汚染医療体制の立ち上げ手順の整備	・放射線測定機器を追加整備中 ・GMサーベイメータ 17台 ・県によるヨウ素剤の(流通)備蓄 岐阜県製薬協会及び岐阜県医薬品卸協同組合と締結している「災害時における医療救護活動に必要な医薬品の供給等に関する協定書(H9.4.16)」に基づき入手する。【健康福祉部】	
		3 - (6)	農作物等の検査体制の整備と風評被害対策	・農畜産物への影響と対応 ・農作物の出荷制限等の対応について、政府の発表が二転三転し、政府と地方行政との連携が不十分なこともあって、生産者の混乱を招いた。	・気象条件等からみた放射能の拡散、被害範囲の予測を行い、これに対する品目別の対応方針を定める。 ・風評被害回避のための迅速な放射能汚染検査体制の立ち上げ手順の整備 ・政府との間で出荷制限に係る基準値、制限の条件、保証等に係る事前打ち合わせと役割分担を明確にする。 ・生産者、JA、流通業者等への伝達ルートをあらかじめ構築しておく。 ・野菜等の放射能汚染の調査体制の確立及び風評被害に対する対策	・県の環境放射線監視体制(3 - (3))と同じ ・平常時対応として、環境中の放射性物質の測定を従来から実施(大気浮遊じん(年4回)、土壌(年1回)、精米(年1回)、ほうれん草(年1回)、大根(年1回)、茶(年1回)、牛乳(年1回)) ・継続的な放射性物質監視体制の強化 放射性物質の検査機器を追加整備中 ・ゲルマニウム半導体検出器2台(農畜産物や水の放射性物質の量及び核種を測定) ・県内主要農畜産物の放射性物質のモニタリング検査を実施し、県産農産物の安全性を確認 実施期間:平成23年9月～ 検査品目:ほうれんそう、原乳 検査点数:各1点/週 ・生産者、JA、流通業者等への伝達ルート ・生産者:県 各農林事務所 市町村 生産者 ・JA:県 JA岐阜中央会 県内JA ・流通業者:県 市場 流通業者 【農政部・環境生活部・健康福祉部】	
		3 - (7)	放射能汚染地域での救助・捜索・消火活動	・(今回の地震発生時の原子力災害など)、地震等との複合災害以外の状況を想定した現場対応が求められる。	・実際に救助・捜索・消火活動を実施する県内の警察、消防隊員の中で、連携した「放射能汚染地域対応チーム」を組織し、放射線被曝防護対策の定期的な合同教育・模擬訓練の実施 ・放射線被曝防護機材の正しい使用方法の周知	【危機管理部門・市町村・県警】	
		3 - (8)	原子力災害を想定した防災訓練	・広域原子力防災体制の充実	・国と原発立地県が定期的実施している原子力防災訓練時に当県も隣接県として参加 ・県外との連携や県内の各市町村への連絡・指示が適切に行われることを確認 ・被曝の危険性の正確な把握と防災訓練への取り入れ。	・原子力防災訓練 福井県の防災訓練への職員派遣や情報伝達訓練等によって不測の事態に備えてきた。 【危機管理部門】	